

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見

[はじめに] <認定要領を参照のこと。>

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に
 ㊦を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々につい
 て障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意するこ
 と（各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはしない。）。

- 聴覚障害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そしやく機能障害 → 『4「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載す
 る。）

ア 純音による検査

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

オージオメータの型式 _____

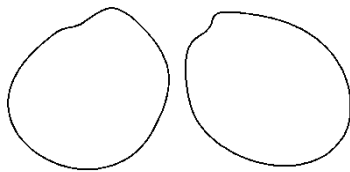
500 1000 2000 Hz

0			
10			
20			
30			
40			
50			
60			
70			
80			
90			
100			
110			

dB

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 ・ 無

(注) 聴覚障害で2級の診断をする場合のみ該当する方を○で囲むこと。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしやく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に \surd を入れ、さらに①又は②の該当する□に \surd 又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしやく・^{えん}嚥下機能の障害
→ 「①そしやく・^{えん}嚥下機能の障害」に記載すること。
 - ^{こう}咬合異常によるそしやく機能の障害
→ 「②^{こう}咬合異常によるそしやく機能の障害」に記載すること。

① そしやく・^{えん}嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、^{えん}誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他
{ }

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

<参考>各器官の観察点

- ・口唇・^{がく}下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋^{がい}：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩^{りかだ}の唾液貯溜^{りゅう}

○所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

{ }

イ ^{えん}嚥下状態の観察と検査

<参考1>各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

<参考2>摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○観察・検査の方法

- エックス線検査（ ）
- 内視鏡検査（ ）
- その他（ ）

○所見（上記の枠内の<参考1>と<参考2>の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

[]

② 咬合異常によるそしやく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしやく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしやく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[]

イ そしやく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[]

(2) その他（今後の見込み等）

[]

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□に☑を入れること。)

- ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、

$\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取で

きない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)の提出を求めるものとする。

- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。